

## 入札説明書

宮崎県が行う宮崎県立農業大学校等衛生害虫防除業務の委託契約に係る条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。なお、当該説明書等について質問がある場合は、問い合わせることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和5年5月31日

### 2 競争入札に付する事項

- (1) 委託件名 宮崎県立農業大学校等衛生害虫防除業務
- (2) 委託内容 衛生害虫防除業務
- (3) 委託場所 県立農業大学校庁舎及び県立農業科学公園建物  
児湯郡高鍋町大字持田5733番地及び5732番地
- (4) 委託期間 契約日から令和6年3月31日まで

### 3 契約内容の仕様書及び数量等

別紙仕様書のとおり

### 4 契約に係る特記事項

- (1) 県は、上記2の(4)の契約期間内において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
  - ア 本件契約の相手方が契約期間中に委託業務を継続する見込みがないと認められるとき。
  - イ 本件契約の相手方の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
  - ウ 本件契約の相手方が次のいずれかに該当するとき。
    - ① 役員等（役員又は支社、支店若しくは常時衛生害虫防除業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18条）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ）であると認められるとき。
    - ② 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。
    - ④ 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が①から③までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
    - ⑤ 本件契約の相手方が①から③までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（④に該当する場合を除く。）にお

- いて、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- エ 上記アからウに掲げるもののほか、本件契約の相手方が本件契約に違反したとき。
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

## 5 競争入札に参加するものに必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（昭和54年宮崎県告示第41号。以下「要綱」という。）第4条に規定する競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 宮崎県内に本店を有するものであること。
- (4) 本業務の入札公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、要綱第9条に規定する入札参加資格停止となっていない者であること。
- (5) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者でないこと。
- (7) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (8) 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に、元請として次の要件を全て満たす業務を実施した実績があること。
- ア 宮崎県内に所在する、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条に規定する「特定建築物」に該当する建物（施設）について、1回以上の衛生害虫防除業務の実績があること。（民間施設を含む。）
- (9) 次の事項をすべて満たす技術者を配置することができること。
- ア 防除作業監督者にあつては、次の各号のいずれかの要件を満たすこと。
- ① 厚生労働大臣の登録を受けた者が行うねずみ等の防除作業の監督を行う者のための講習の課程を終了し、終了した日から6年を経過しない者
- ② ①の課程を終了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行うねずみ等の防除作業の監督を行う者のための再講習の課程を終了し、終了した日から6年を経過しない者
- イ 防除作業従事者にあつては、次の各号のいずれかの要件を満たすこと。
- ① 厚生労働大臣の登録を受けた者が行うねずみ等の防除作業の従事者のための講習の課程を終了し、終了した日から2年を経過しない者

## 6 入札参加資格確認等

- (1) この競争入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（別記様式第1号）及び次に掲げる入札参加資格確認資料（以下「添付資料」という。）を添えて次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
  - ア 提出期限 令和5年6月12日（月）午後5時必着  
（午前9時から午後5時まで。閉庁日を除く。）
  - イ 提出先 〒884-0005 児湯郡高鍋町大字持田5733番地  
宮崎県立農業大学校総務課
  - ウ 添付資料 ① 同種業務実績調書（別記様式第2号）  
② 配置技術者の資格等調書（別記様式第3号）
  - エ 提出方法 持参又は郵送（郵送にあつては書留郵便に限る。）
  - オ 確認結果 入札日前日までに通知する。

## 7 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 交付場所 宮崎県立農業大学校総務課
- (2) 交付期間 令和5年5月31日（水）から令和5年6月20日（火）  
（午前9時から午後5時まで。閉庁日を除く。）

## 8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書等は、原則として県ホームページ [<http://www.pref.miyazaki.lg.jp>] にダウンロードできる形式で掲載するものとする。
- (2) 交付場所 宮崎県立農業大学校総務課
- (3) 交付期間 令和5年5月31日（水）から令和5年6月20日（火）  
（午前9時から午後5時まで。閉庁日を除く。）

## 9 入札に関する質問及び回答

### (1) 質問

本件入札に関し質問がある場合には、次により提出するものとする。

- ア 提出期間 令和5年5月31日（水）から令和5年6月12日（月）午後5時まで
- イ 提出先 宮崎県立農業大学校総務課
- ウ 提出方法 質問書（別紙様式1）を電子メールで提出すること。  
宮崎県立農業大学校代表  
E-Mailアドレス： [nogyo-daigaku@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:nogyo-daigaku@pref.miyazaki.lg.jp)

### (2) 回答

質問に対する回答は次のとおり行う。

- ア 回答方法 質問者には個別に電子メールで回答する。なお、回答書は県立農業大学校で閲覧できるものとする。
- イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

## 1 0 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の場所及び日時は次のとおりとする。
  - ア 場所 宮崎県立農業大学校 1階会議室
  - イ 日時 令和5年6月20日(火)午前10時から
- (2) 入札に参加する者は、入札書(別紙様式2)を下記のとおり提出しなければならない。
- (3) 入札書の提出方法は、持参又は送付(送付にあつては、令和5年6月19日(月)午後5時までに書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 代理人が入札を行う場合は、委任状(別紙様式3)を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (6) 入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「6月20日開封《宮崎県立農業大学校等衛生害虫防除委託業務》の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封のうえ、当該封皮には持参により提出する場合と同様に氏名を朱書きし、外封筒の封皮には「6月20日開封《宮崎県立農業大学校等衛生害虫防除委託業務》の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (8) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消す。

## 1 1 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号。以下「規則」という。)第100条の規定による。

## 1 2 契約保証金

契約保証金については、規則第101条の規定による。

## 1 3 開札

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

#### 1.4 入札の無効

規則第125条に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する者のした入札は無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札公告等の規定に違反した者のした入札
- (3) 契約の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札

#### 1.5 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で入札した者のうち最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は再度の入札を行う。ただし、入札については2回までとする。この場合において、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、そのほかの場合にあっては次に定める日時にこれを行う。

ア 再度の入札の開催の日時、場所

開札の日時 令和5年6月21日（水）午前10時から

開札の場所 宮崎県立農業大学校 1階会議室。

#### 1.6 再度入札

- (1) 次のいずれかに該当する者は、再度の入札に参加することができない。
  - ① 初度入札に参加しなかった者
  - ② 初度入札に参加したが入札をしなかった者
  - ③ 初度入札において、連合その他不正な行為があった入札をした者
- (2) 再度入札の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記入すること。
- (3) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を手出ししなければならない。

#### 1.7 その他

- (1) 当該委託業務は防除作業を年2回実施するが、防除作業については閉庁日に行うこととする。このため、閉庁日に作業が実施できること。

農業大学校閉庁日：土曜日、日曜日及び祝日 農業科学公園閉庁日：月曜日

- (2) 年2回閉庁日に実施する防除作業（全庁舎対象）について、1回当たりの防除作業が、2日間以内で実施できること。
- (3) 6に規定する申請書等及び10に規定する書面（以下「提出書類」という。）の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出書類は、入札参加確認以外の目的に使用しないものとする。
- (5) 提出書類は、返却しない。